

五泉市認知症初期集中支援推進事業実施要綱

令和5年3月22日
告示第18号

(目的)

第1条 認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」(以下「支援チーム」という。)を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築することを目的とする。

(実施主体)

第2条 本事業の実施主体は五泉市とする。

(実施体制)

第3条 支援チームは、地域包括支援センター、認知症疾患医療センターを含む病院・診療所等に配置するものとする。また生活圏域である五泉地域及び村松地域に各1か所ずつ設置するものとする。

2 支援チームは、認知症に係る専門的な知識・技能を有する医師の指導の下、複数の専門職が家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人(以下「訪問対象者」という。)及びその家族を訪問、観察・評価、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行うものとする。また、地域包括支援センター職員や市町村保健師、かかりつけ医、認知症サポート医、認知症専門医、介護事業者との連携を常に意識し、情報が共有できる仕組みを確保する。

(認知症初期集中支援チーム員の構成)

第4条 認知症初期集中支援チーム員(以下「チーム員」という。)は、専門職2名以上及び専門医1名の3名以上をもって構成する。

2 前項の専門職は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、栄養士、精神保健福祉士、介護支援専門員又はこれらに準ずるものであり、かつ認知症の医療や介護における専門的知識及び経験を有すると市が認めたもの

(2) 認知症ケアや在宅ケアの実務・相談業務等に3年以上携わった経験がある者

また、チーム員は国が定める「認知症初期集中支援チーム員研修」を受講し、必要な知識・技能を修得するものとする。

ただし、やむを得ない場合には、国が定める研修を受講したチーム員が受講内容を共有することを条件として、同研修を受講していないチーム員の事業参加も可能とする。

3 第1項の専門医は次の各号のいずれかに該当する医師とする。

- (1) 日本老年精神医学会若しくは日本認知症学会の定める専門医又は認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師のいずれかに該当し、かつ認知症サポート医である医師。
- (2) 認知症老年精神医学会若しくは日本認知症学会の定める専門医又は認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした5年以上の臨床経験を有する医師のいずれかであって、今後5年間において認知症サポート医研修を受講する予定のあるもの。
- (3) 認知症サポーター医であって、認知症疾患の診断及び治療に5年以上従事した経験を有するもの（認知症疾患医療センター等の専門医と連携を図っている場合に限る）。

(チーム員の役割)

第5条 専門職は、訪問支援対象者の認知症の包括的観察・評価に基づく初期集中支援を行うために訪問活動等を行う。

- 2 専門医は、他のチーム員をバックアップし、認知症に関して専門的見識から指導・助言等を行う。また、必要に応じてチーム員とともに訪問し相談に応需する。
- 3 訪問支援対象者等の初回の観察・評価の訪問（以下「初回訪問」という。）は原則として医療系職員と介護系職員それぞれ1名以上の2名以上で訪問することとする。

(訪問支援対象者)

第6条 訪問支援対象者は、原則として市内在住の40歳以上で、在宅で生活しており、かつ認知症が疑われる人又は認知症の人で次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 医療サービス、介護サービスを受けていない者、または中断している者で以下のいずれかに該当する者
 - ア 認知症疾患の臨床診断を受けていない者
 - イ 継続的な医療サービスを受けていない者
 - ウ 適切な介護保険サービスに結び付いていない者
 - エ 診断されたが介護サービスが中断している者
- (2) 医療サービス、介護サービスを受けているが認知症の行動・心理症状が顕著なため、対応に苦慮している者

(事業の内容)

第7条 事業内容は次の各号に定める事項について実施するものとする。

- (1) 支援チームに関する普及啓発
地域住民や関係機関、関係団体等に対し、支援チームの役割や機能について広報活動や協力依頼を行うなど、各地域の実情に応じた取組を行うものとする。
- (2) 認知症初期集中支援の実施
 - ア 訪問支援対象者の把握
 - イ 情報収集及び観察・評価

ウ 初回家庭訪問時の支援

エ 専門医を含めたチーム員会議の開催

オ 初期集中支援の実施（訪問支援対象者が医療サービスや介護サービスによる安定的な支援に移行するまでの間とし、概ね最長で6カ月）

カ 引き継ぎ後のモニタリング（引き継ぎの2か月後をめぐり、サービスの利用状況などを評価し、必要性を判断の上、随時モニタリングを行う。）

(3) 認知症初期集中支援チーム検討委員会の設置

市は、実施主体として、以下の体制を講じる。

ア 医療・保健・福祉に携わる関係者等から構成される「認知症初期集中支援チーム検討委員会（認知症対策地域連携推進会議）」を設置し、関係機関・団体と一体的に当該事業を推進していくための合意を図る場とする。

イ 支援チームと医療関係者との連携を図るため、地元医師会、認知症サポート医、主治医（かかりつけ医）等との連携に努める。

(個人情報の保護)

第8条 チーム員は、個人情報保護法の規定等を踏まえ、訪問支援対象者及び対象者世帯の個人情報やプライバシーの尊重、保護に万全を期すものとし、正当な理由がなくその業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(施行期日)

この告示は、令和5年3月22日から施行する。